



# 超ビジネス保険 サイバー・情報漏えい事故の補償のご案内

どれだけ対策を講じても防げないほど、「サイバー攻撃」は日々進化しています。もしサイバー攻撃の被害に遭った場合、どのような対応が求められるのでしょうか？

## 1 サイバー攻撃かも?と思ったら… 緊急時ホットラインサービスをご利用ください。 無料

お客様に発生した様々なサイバーリスクに関するトラブルを直接ご相談いただける専用窓口を設置することで安心をご提供いたします。  
受付時間は**9:00~18:00**で**365日**対応します。(受付時間外は留守電対応となります。)



### 1 サイバークイックアシスタンス

	<p><b>ウィルス感染やネット接続不具合等の日常の事業活動におけるトラブル</b>に対して、初期アドバイスやリモートサポート等を行います。</p>	<p><b>サービス内容</b></p>	<p>状況のヒアリングや初期アドバイス</p>	<p>ウィルス駆除やセキュリティ診断等の各種リモートサポート</p>
			<p>駆け付けサポート (ご提供条件に合致する場合があります。)</p>	

### 2 サイバークイックアシスタンス

	<p><b>不正アクセスや情報漏えい等の高度な専門性を要する重大トラブル</b>に対して、より専門的な観点でのアドバイスや専門事業者の紹介を行います。</p> <p><small>※専門事業者との間で発生したサービス委託料・利用料等は、本サービスの対象外です。</small></p>	<p><b>サービス内容</b></p>	<p>状況のヒアリングや専門的アドバイス</p>	<p>お客様のご希望に応じた専門事業者(フォレンジック事業者、弁護士、コールセンター事業者等)の紹介</p>

※本サービスの内容は、変更・中止となる場合があります。  
※具体的なサービスのご利用方法等については、保険証券に同封される「緊急時ホットラインサービスのご案内」のチラシをご参照ください。

# 2 サイバー攻撃対応のための費用や損害賠償請求が発生したら… 費用補償・賠償補償でお守りします。

想定される  
事故例

業務用パソコン数台が不正なプログラム(マルウェア)に感染し、ホームページも改ざんされていることが判明!  
感染したパソコンから顧客情報が漏えいしている可能性があるため、ホームページ上で外部に公表。  
同時に専門業者へ原因や影響等の調査を依頼したところ、約1万人分の個人情報外部に漏えいしていることが判明した。

不正アクセス等の  
検知

不正アクセス等のおそれ

不正アクセス等確定

情報漏えい確定

事態収束

調査依頼

被害状況の  
確認

公表・謝罪

被害者対応

再発防止

支出

事実確認  
(不正アクセス等の有無を  
判断するための費用)  
**100万円**

原因・被害範囲の  
調査  
**1,100万円**

調べるだけで、こんなに  
費用が掛かるのか…

社外対応

お見舞金支払い(500円×1万人)  
**500万円**  
謝罪広告費用  
**100万円**  
など

事業継続対応

データ復元・ホームページ復旧費用  
**200万円**  
不正なプログラムの除去費用  
**5万円**

再発防止のための  
セキュリティ強化費用  
**5万円**  
専門家への相談費用  
**50万円**

支出合計  
**2,060万円**  
加えて高額な損害賠償請求  
をされたらさらに…

対応する  
補償内容

①(a)、(b)、(c)

①(a)、(c)、(d)、(e)

①(a)、(f)

補償内容

支払限度額(1事故・保険期間中)

①費用補償 (サイバー・情報漏えい事故 対応費用(*1))	(a) 不正アクセス等確定後、原因・被害範囲の調査および下記のような事態収拾に係る費用を補償します。 ●不正アクセス等の有無を判断するための費用 ●個人情報の漏えいまたはそのおそれの被害者に対する見舞金、見舞品の購入費用(*2) ●新聞・テレビ等のマスメディアを通じて謝罪を行うための費用 ●再発防止策に関する専門家への相談費用 ●損害賠償請求訴訟に対応するための費用(意見書・鑑定書の作成費用等) 等	最大 <b>3,000万円</b> (*3)
	(b) 外部からの通報で不正アクセス等のおそれを検知し、不正アクセス等の有無を判断するための外部機関への調査依頼費用を補償します。(縮小支払割合90%) ※調査の結果、不正アクセス等が無かった場合は(b)の費用で補償、不正アクセス等が実際に生じていた場合は、(a)の費用で補償します。	合わせて <b>200万円</b> (*4)
	(c) 風評被害トラブルの拡大を防止するための費用を補償します。(縮小支払割合90%)	
	(d) 消失・改ざん等の損害を受けたデータの復元費用または改ざんされたウェブサイトの復旧費用を補償します。 ※ランサムウェアによる金銭等の要求に対して支出することによって被る損害は補償対象外です。	<b>200万円</b> (*4)
	(e) コンピュータウイルス等の不正なプログラムの除去を外部委託した場合に支出する費用を補償します。	
	(f) 再発防止に必要な、記名被保険者が使用または管理するネットワークのセキュリティ強化費用を補償します。	合わせて <b>10万円</b> (*4)
②賠償補償 (サイバー・情報漏えい事故)	次の事由に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ①ネットワークの所有・使用・管理等の「ITユーザー行為」またはソフトウェア開発等の「IT業務」に起因する他人の事業の休止・阻害等 ②個人情報・法人情報の漏えいまたはそのおそれ ③不正アクセス等に起因する他人の身体の障害・財物の損壊等	最大 <b>3億円</b>

(\*1) (a)～(f)は、サイバー・情報漏えい事故対応費用のうち、上記の事故例においてお支払いが想定される費用です。

(\*2) 公表等の措置により個人情報の漏えいまたはそのおそれの事実が客観的に明らかになった場合に限り、また、被害者1名あたりの支払限度額は1,000円となります。

(\*3) ②賠償補償の支払限度額に応じて自動的に設定されます。

(\*4) (a)の支払限度額の内枠で補償します。

業種別の保険料例(サイバー・情報漏えい事故の補償)【売上高:1億円、払込方法:月払】

● 製造業 月々**2,140円**

● 小売業・飲食業 月々**3,990円**

● 介護事業 月々**5,860円**

上記の保険料例は以下の条件で算出しております。

売上高:1億円 払込方法:月払 製造業(その他の食料品製造業:0990)、小売業(その他小売業:6099)、飲食業(その他飲食業:7690)、介護事業(老人福祉・介護事業:8540)

【賠償責任に関する補償】 費用補償(サイバー・情報漏えい事故対応費用)……………支払限度額:1事故あたり・保険期間中200万円、免責金額:なし  
賠償補償(サイバー・情報漏えい事故)……………支払限度額:1事故あたり・保険期間中1,000万円、免責金額:なし

本チラシは、超ビジネス保険(事業活動包括保険)のサイバー・情報漏えい事故の補償の概要をご紹介します。保険の詳細は超ビジネス保険(事業活動包括保険)「パンフレット」または「ご契約のしおり(約款)」をご確認ください。ご契約に際しては、必ず超ビジネス保険(事業活動包括保険)「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明の点については代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

www.tokiomarine-nichido.co.jp

T14-86290(1)改定202104

0288-ER04-19035-202101